

# 令和7年度 文京区一般廃棄物処理実施計画

文京区告示第 5 号

文京区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成11年12月文京区条例第43号）（以下、「条例」という。）第32条第1項及び文京区廃棄物の処理及び再利用に関する規則（平成12年3月文京区規則第12号）第14条の規定に基づき、文京区一般廃棄物処理基本計画の実施にかかる令和7年度の実施計画を次のとおり告示する。

令和7年4月1日

文京区長 成澤 廣修



## 1 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

### (1) 文京区が収集運搬する一般廃棄物及び一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物

種 別	発生量及び処理量
可燃ごみ	38,007 t
不燃ごみ	1,177 t
粗大ごみ	1,283 t
動物死体	243頭
し尿	0 kl
プラスチック（資源）	2,028 t
資源（新聞）	760 t
資源（雑誌・雑がみ）	1,220 t
資源（段ボール）	2,982 t
資源（紙パック）	13 t
資源（びん）	2,381 t
資源（アルミ缶）	255 t
資源（スチール缶）	238 t
資源（スプレー缶・カセットボンベ）	12 t
資源（ペットボトル）	850 t
資源（乾電池）	34 t
資源（衣類）	169 t
資源（蛍光管等水銀含有物）	17 t
資源（粗大ごみ資源化分）	411 t
資源（小型家電）	1 t
資源（携帯電話・スマートフォン）	1 t
資源（インクカートリッジ）	1 t
資源（小型充電式電池・小型充電式電池内蔵製品）	1 t

※発生量及び処理量が1 t未満の見込みの場合は、1 tに切り上げ。

### (2) 文京区が許可した一般廃棄物処理業者が収集運搬する一般廃棄物

種 別	発生量及び処理量
普通ごみ	18,526 t
廃家電	56 t
道路・公園ごみ	413 t
動物死体	121 t
汚でい	979 kl
しき・ふさ	22 t
医療廃棄物	299 t

## 2 一般廃棄物の発生の抑制のための方策に関する事項

### (1) 食品ロス削減

食品ロスの削減に向けて、区民・事業者・区の各主体が、食品ロスを減らす大切さを理解し行動に繋がるような取組や普及啓発を進める。

### (2) プラスチックごみの削減

プラスチックごみの削減に向けて、プラスチックの使用を減らすライフスタイルへの転換を促すような取組や普及啓発を進める。

### (3) 地域活動団体等との連携及び育成支援

区は、区内の団体と連携し、イベントを協働で実施するなど団体の育成支援に取り組んでいるが、引き続き、各主体間のコーディネーターとして、区民組織との連携強化を図っていく。

### (4) 「発生抑制」と「再使用」の推進のための普及啓発

発生抑制や再使用の促進には、区民等の自主的な取組が不可欠であり、区は、各地域の特性に応じた、効率的で効果的な普及啓発に取り組む。

### (5) 生ごみ減量

ごみの約3分の1を占める生ごみの減量に向け、発生抑制につながる様々な啓発を実施する。

### (6) 分別の徹底に向けた取組

家庭ごみの約2割を古紙などの資源が占めていることから、一層の分別の徹底が必要である。特にリサイクル率の低い雑誌・本、包装紙、封筒などの雑がみについて、回収量拡大に向けた普及啓発に取り組む。

### (7) 事業系ごみ対策

自己処理原則の理解やリサイクルに対する意識を高める観点から、対象を拡大した事業用建築物所有者への指導を、引き続き積極的に行う。

## 3 分別して処理するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分等

### (1) 文京区が収集運搬する一般廃棄物及び一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物

一般廃棄物の種類	排出場所	分別の区分	区民・事業者の協力義務等
厨芥、紙くず、木くず、繊維くず、野菜くず、生理汚物、プラスチック、ゴム、皮革などの廃棄物	資源・ごみ集積所	可燃ごみ	可燃ごみ、不燃ごみ及び資源に分別し、別表に定める収集曜日の午前8時までには排出すること。  拠点は、区が設置する回収ボックスへ排出すること。
金属、ガラス、陶磁器などの不燃物や使い捨てカイロなど焼却することが不適当な廃棄物	資源・ごみ集積所	不燃ごみ	
プラスチック製容器包装、プラスチック製品	資源・ごみ集積所	プラスチック(資源)	
新聞	資源・ごみ集積所	資源(新聞)	
雑誌・雑がみ	資源・ごみ集積所	資源(雑誌・雑がみ)	
段ボール	資源・ごみ集積所	資源(段ボール)	
飲料用の紙パック	拠点	資源(紙パック)	
	資源・ごみ集積所	可燃ごみ	
飲料・食料・化粧品用のガラスびん	資源・ごみ集積所	資源(びん)	
飲料・食料用のアルミ・スチール缶、使い切ったスプレー缶・カセットボンベ	資源・ごみ集積所	資源(かん)	
飲料・食料用のペットボトル	資源・ごみ集積所	資源(ペットボトル)	

乾電池	拠点	資源(乾電池)	
	資源・ごみ集積所	不燃ごみ	
衣類	拠点	資源(衣類)	
	資源・ごみ集積所	可燃ごみ	
蛍光管	拠点	資源(蛍光管)	
	資源・ごみ集積所	不燃ごみ	
小型家電	拠点	資源(小型家電)	
	資源・ごみ集積所	不燃ごみ	
金属製品(30センチ未満)	拠点	資源(金属製品)	
	資源・ごみ集積所	不燃ごみ	
水銀使用計器類	拠点	資源(水銀使用計器類)	
	資源・ごみ集積所	不燃ごみ	
携帯電話・スマートフォン	拠点	資源(携帯電話・スマートフォン)	
	資源・ごみ集積所	不燃ごみ(携帯電話)	
インクカートリッジ	拠点	資源(インクカートリッジ)	
	資源・ごみ集積所	可燃ごみ	
小型充電式電池・小型充電式電池内蔵製品	窓口	資源(小型充電式電池・小型充電式電池内蔵製品)	窓口は、区が設置する窓口回収へ持ち込むこと。
家電(特定家庭用機器再商品化法第2条第4項に規定する特定家庭用機器を除く。)、家具などおおむね一辺が30cm以上のもの	自宅前等	粗大ごみ	<p>文京区粗大ごみ受付センターに申告し、条例第35条の規定により、有料粗大ごみ処理券を貼付して、指定日の午前8時までには排出すること。</p> <p>なお、粗大ごみに含まれるポリクロリネイテッドビフェニル(PCB)は、除去する。</p>

\* 条例第37条第1項に規定する排出禁止物を排出してはならない。

\* 「飲料用の紙パック」、「乾電池」、「衣類」、「蛍光管」、「小型家電」、「金属製品(30センチ未満)」、「水銀使用計器類」、「携帯電話」及び「インクカートリッジ」(以下、「拠点回収資源物」という。)を拠点に出すことが困難な場合は、それぞれ可燃ごみ又は不燃ごみとして分別すること。なお、「乾電池」、「蛍光管」、「水銀使用計器類」に関しては、不燃ごみの日に、他の不燃ごみの袋とは分けて、透明または半透明の袋に入れて排出すること。

\* 事業所から排出された拠点・窓口回収資源物は、収集しない。

\* 上記の他、「ごみと資源の分け方・出し方」に記載された方法により排出すること。

## (2) 文京区が許可した一般廃棄物処理業者が収集運搬する一般廃棄物

一般廃棄物の種類	分別の区分
下に掲げるものを除く厨芥、紙くず、木くず、繊維くず、野菜くず、生理汚物等の事業系一般廃棄物及びその焼却残灰並びに転居廃棄物	普通ごみ
特定家庭用機器廃棄物	廃家電
道路、公園、河川及び港湾の清掃により発生する一般廃棄物	道路・公園ごみ
浄水場及び下水処理場から発生するしさ及びふさ	しさ・ふさ
浄化槽から発生する汚でい、建築物の排水槽から発生するし尿を含む汚でい、事業系の仮設便所から発生するし尿及びその他一般廃棄物汚でい	汚でい
動物の死体及びふん尿	動物死体
感染性一般廃棄物及びこれに準じて処理することが適当と認められる事業系一般廃棄物	医療廃棄物

### 4 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

- (1) 収集運搬 文京区又は一般廃棄物収集運搬業者
- (2) 中間処理 東京二十三区清掃一部事務組合、民間委託業者又は一般廃棄物処分業者
- (3) 最終処分 東京都

### 5 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

資源以外の廃棄物の中間処理施設及び最終処分施設の管理・運営は、それぞれ東京二十三区清掃一部事務組合及び東京都が行う。

### 6 一般廃棄物収集運搬業の新規許可処分について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 7 条第 1 項に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可に関する方針を次のとおり定める。

#### (1) 基本的考え方

一般廃棄物収集運搬業の許可を行うにあたっては、継続的かつ安定的な一般廃棄物の収集運搬が実施されるよう、適切な運用を行うこととする。

#### (2) 一般廃棄物収集運搬業の新規許可処分について

一般廃棄物収集運搬業の新規許可処分は令和 3 年度より行わない。ただし、次の場合はこの限りでない。

ア 一般廃棄物収集運搬業の実施を計画している者が、当該業の実施について、事前に文京区で協議を行い、一般廃棄物処理計画に適合するものと認められた場合。

イ 令和 2 年度から引き続き東京二十三区のいずれかの区で一般廃棄物収集運搬業の許可を有する場合。

別表（収集曜日一覧表）

地域		可燃	不燃	資源		粗大
				新聞、雑誌、雑がみ、 段ボール、びん、缶、 ペットボトル	プラスチック	
後 楽	1丁目	火・金	第1・第3 木	水	土	水・土
	2丁目	火・金	第1・第3 木	土	水	水・土
春 日	1丁目	火・金	第1・第3 木	水	土	水・土
	2丁目	月・木	第1・第3 土	金	火	水・土
小石川	1丁目1～16	月・木	第1・第3 土	火	金	火・金
	1丁目17～28	水・土	第2・第4 金	木	月	火・金
	2・3丁目	月・木	第1・第3 土	金	火	火・金
	4丁目1～14	月・木	第1・第3 土	金	火	火・金
	4丁目15～22	月・木	第2・第4 土	金	火	火・金
	5丁目	月・木	第2・第4 土	金	火	水・土
白 山	1丁目	月・木	第1・第3 水	火	金	月・木
	2・5丁目	水・土	第2・第4 金	木	月	火・金
	3・4丁目	水・土	第1・第3 金	木	月	火・金
千 石	1～4丁目	水・土	第1・第3 金	木	月	火・金
水 道	1・2丁目	火・金	第1・第3 木	土	水	水・土
小日向	1～4丁目	火・金	第1・第3 月	土	水	水・土
大 塚	1・2丁目	火・金	第1・第3 月	土	水	水・土
	3～6丁目	月・木	第2・第4 土	金	火	水・土
関 口	1～3丁目	火・金	第2・第4 月	土	水	水・土
目白台	1～3丁目	火・金	第2・第4 月	土	水	水・土
音 羽	1・2丁目	火・金	第1・第3 月	土	水	水・土
本 郷	1・2丁目	火・金	第1・第3 木	水	土	月・木
	3～7丁目	火・金	第2・第4 木	水	土	月・木
湯 島	1丁目	火・金	第1・第3 木	水	土	月・木
	2～4丁目	火・金	第2・第4 木	水	土	月・木
西 片	1・2丁目	月・木	第1・第3 土	火	金	月・木
向 丘	1・2丁目	月・木	第1・第3 水	火	金	月・木
弥 生	1・2丁目	月・木	第1・第3 水	火	金	月・木
根 津	1・2丁目	月・木	第2・第4 水	火	金	月・木
千駄木	1・2丁目	月・木	第2・第4 水	火	金	月・木
	3～5丁目	水・土	第1・第3 火	月	木	月・木
本駒込	1・2丁目	水・土	第2・第4 金	月	木	火・金
	3～6丁目	水・土	第2・第4 火	月	木	火・金